

「外国人市民情報発信業務」公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本市では、外国人市民への情報提供として、多言語による情報誌の発行を行ってきたが、外国人市民の増加や国籍・ニーズの多様化が進んでいること、またSNS等のツールが発展し、市民が情報入手するルートも紙媒体からデジタルに移行してきたことから、情報発信の内容や手段について見直しが求められている。

こうした中、2025年に開催される関西万博では開催テーマの一つに、SDGsの理念である、「一人ひとりの人権が尊重され、ともに認め合い、差別のない、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らすことのできる社会の実現」が掲げられている。

本事業においても、この理念に基づき、外国人市民が地域社会の構成員として、本市で自らの能力を十分に発揮し活躍できる環境をつくるため、外国人市民に必要とされている情報を、やさしい日本語や多言語でわかりやすく提供すること、また外国人市民がアクセスしやすいメディアで情報を伝えることが必要であることから、民間事業者の実績やノウハウを活用した実践的な事業提案を求めるものである。

2 事業の概要

(1) 業務名

外国人市民情報発信業務

(2) 業務の概要

別添「外国人市民情報発信業務」仕様書(以下、「仕様書」という)のとおり

3 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※業務の目的が適切に実現され、仕様どおり実施が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後最大2年間は、公募によらず当該団体と委託契約をすることができる。

なお、翌年度の契約の可否については、委託期間中の業務の実施状況等をもとに決定する。

ただし、当該業務については、事業のあり方等について庁内で検討中であり、複数年の実施を担保するものではない。

4 提案上限額

6,299,000円(諸経費、消費税等、本業務に係る一切の費用を含む。)を上限とする。

5 委託契約の方法等

(1) 本業務の契約は随意契約とする。

(2) 契約の相手方の選定方式

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をしたものを随意契約の相手方とする手続き(公募型プロポーザル方式)により選定する。

- (3) 契約保証金については、八尾市財務規則(昭和39年八尾市規則第33号)第122条に該当する場合は免除するものとする。
- (4) 業務の履行に当たっては、第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではない。また、第三者に受任業務を再委託する場合においては、業務遂行に当たって得た情報に関し、本件業務仕様書で求められる水準同等以上の守秘契約を当該第三者と締結し、かつ、当該第三者は当該守秘義務に関し八尾市に誓約書を提出するものとする。
- (5) 契約に際しては、本市の契約規則を遵守することとする。

6 参加資格要件

参加するものは、下記のすべての要件を満たすものであることとする。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 過去に国(公社、公団を含む。)または地方公共団体との間で締結した本業務に類似する委託業務の完了実績を有していること。
- (3) 八尾市財務規則(昭和39年八尾市規則第33号)第98条の規定の入札参加資格を備えていること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく申立てがなされていないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 市民税・府民税の特別徴収を実施していること、又は次年度からの特別徴収の開始を制約していること。
- (7) 「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (8) 「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていない者であること。
- (9) 「八尾市契約関係暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)」第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

7 スケジュール

	実施内容等	提出書類	実施日
1	申込期間	様式1 様式2 様式3	令和5年2月7日(火)～28日(火)午後5時まで
2	質問の受付期間	様式4	令和5年2月7日(火)～13日(月)午後5時まで
3	質問の回答期限		令和5年2月17日(金)
4	書類審査に基づく審査結果通知 及びプレゼンテーション実施要請通知		令和5年3月10日(金)
5	プレゼンテーション審査日		令和5年3月20日(月) 水道局2階第2会議室
6	審査結果通知		令和5年3月24日(金) 頃
7	契約の締結		令和5年4月1日(土)

8 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等に関する質問は、下記により受け付け、回答を行う。

(1) 受付期間

令和5年2月7日(火)～2月13日(月)午後5時までとする

(2) 質問の方法

様式4に記入の上、電子メールにより提出すること。

電話や口頭による質問の受付は行わない。

なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

(3) 質問書の提出先電子メール：jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp

八尾市人権ふれあい部 人権政策課 TEL:072-924-3843

(4) 質問に対する回答

令和5年2月17日(金)午後5時までに本市ホームページ上に回答を掲載する。

9 参加申込書及び資格確認書類、企画提案書等の提出

応募者は、下記により参加申込書及び資格確認書類、企画提案書等を提出すること。

(1) 参加申込書及び資格確認書類の提出

応募者は、下記書類①から⑥を各1部提出すること。なお「令和4年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿(物品・委託・役務等)」に登録されている事業者は、※印の書類の提出は不要とする。

- ① 参加申請書(様式1)
- ② 誓約書(様式1-1)
- ③ 事業者概要(様式2)
- ④ 納税証明書(その3の3) ※ 発行場所:税務署
- ⑤ 法人登記簿謄本(写し可) ※ 発行場所:法務局
- ⑥ 印鑑証明書(写し可) ※ 発行場所:法務局

(2) 企画提案書等の提出

企画提案に関する下記3つの書類を必要部数提出すること。

- ① 企画提案書かがみ(様式3-1) 原本1部
- ② 企画提案書(様式3-2) 原本1部+副本7部
 - ・企画提案書は仕様書の内容を踏まえ、「11(1)審査基準」に記載されている評価項目を考慮して作成すること
 - ・企画提案書は様式3-2を使用し、ページ数は必要に応じて増やすことも可能。ただし、A4サイズ片面換算10ページ以内で作成すること
 - ・副本7部については、事業所名等を黒塗りにする等、事業者を特定できないようにすること。
 - ・企画提案書の作成にあたって必要となる資料等については下記を参照すること。
 1. 第2次八尾市多文化共生推進計画
<https://www.city.yao.osaka.jp/0000025087.html>
 2. 八尾市外国人市民会議からの意見
<https://www.city.yao.osaka.jp/0000023472.html>

- ③ 経費見積書及び積算内訳書(A4版様式自由) 原本1部
・様式は自由とするが、提案者名を記載し、代表者印を押印すること。
・提案記載の見積り内容(消費税含まない)には、仕様書に掲げる作業内容を可能な限り内訳に記載すること。

(3)受付期間

令和5年2月7日(火)～2月28日(火) ※午後5時までとする

(4)提出方法

上記書類(1)(2)を、持参もしくは郵送(書留、簡易書留、特定記録郵便に限る)により提出すること。

電子メール・FAXでは提出は不可とする。

※郵送後に、書類提出した旨、電話連絡すること。

(5)提出先

八尾市人権ふれあい部人権政策課

〒581-0003 大阪府八尾市本町1-1-1 八尾市役所本館3階

(6)失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ② この要領で指定する作成様式、記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ 同一法人から2件以上の提案をするもの。

10 参加申込書提出後の辞退について

参加申込書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」(様式5)を記入し、上記同様、持参か郵送(書留、簡易書留、特定記録郵便に限る)で提出すること。

なお、参加辞退届提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの参加は認めない。

11 選定方法

「外国人市民情報発信業務」受託候補者選定会議(以下「選定会議」という。)において審査基準に基づきプレゼンテーション審査を行い、事業受注候補者を選定する。

(1)書類審査

参加申込者が5者以上となった場合、書類審査により選考し、令和5年3月10日(金)までに参加申込者に書類審査結果を通知する。

なお、4者以下の場合、書類審査は行わず、参加資格のある参加申込者に対してプレゼンテーション実施要請のみ通知する。

(2)プレゼンテーション審査

企画提案書の審査及び事業受注候補者の選定を行うため、下記により実施する。

① 日程・場所

日程:令和5年3月20日(月)

場所:八尾市水道局2階 第2会議室

※詳細については、後日通知することとする。

② プレゼンテーションの実施方法

- ・1事業者あたり30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)以内とする。
- ・プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案書の内容に基づくものとする。
- ・プレゼンテーションにおいて、追加資料の提出は可能とする。
- ・参加者は、1事業者あたり2名までとする。

③ 注意事項

新型コロナウイルスの感染状況によっては、プレゼンテーション審査の延期や書類審査のみで選考する可能性がある。

④ 評価項目及び審査基準

評価項目と審査基準は、下表のとおりとする。

審査基準・項目		配点 (110/110)
A 提案内容		
1 当該業務を実施するにあたっての考え方や業務の進め方		
業務遂行の考え方	本業務の目的を十分に理解しているか。 業務遂行の考え方が、時代の流れに沿って、将来を見据えたものとなっているか。	25
現状や課題の認識	外国人市民のニーズ等をよく理解し、本市の特性や課題を認識しているか。 外国人市民に対する情報発信の役割を認識し、明確に示されているか。	
業務の進め方	業務の進め方が効率的、効果的なものとなっているか。	
2 仕様書に定める業務についての実施方法		
提案内容の網羅性	仕様書の業務範囲を全て提案しているか。	30
提案内容の具体性	事業者としての知識を活かし、SNSでの情報発信手法が示されているか。また、外国人市民に最適なSNSサービスの活用が示されているか。	
提案内容における創意工夫	創意工夫を凝らした提案内容となっているか。	
B 業務実施体制		
従事者の業務遂行能力	業務実施体制や業務への従事者の能力が、業務を遂行するにあたり十分なものとなっているか。	25
従事者の能力向上	従事者の能力や情報収集力向上のための手法が示されているか。	
連絡体制	業務実施体制が、本市担当者との日常的な連絡や情報交換を密にできる体制となっているか。	

C 会社概要及び業務実績		
業務実施への適性	会社の概要及び他自治体での実績等が、当該業務を遂行するにあたり十分なものであるか。	10
D 経費見積額		
見積額	提案上限額に対して見積額は妥当か。	20

(2) プレゼンテーション審査結果の通知

審査結果については、令和5年3月24日(金)頃に全てのプレゼンテーション審査参加者に通知するとともに、事業受注候補者の名称を市のホームページで公表する。

なお、審査結果の通知後、事業受注候補者が辞退もしくは失格となった場合については、次点の者を事業受注候補者とする。

12 注意事項

- (1) 企画提案書等作成のために生じた諸費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出物は返却しないものとし、また当業務に係る提案募集の審査以外には使用しないこととする。
ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、複製、編集、頒布ならびに公開(公衆送信可能化を含む)できるものとする。
- (3) 提出書類等は、八尾市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として公開する場合がある。事業者の技術等公開になじまない内容は、提案者の判断により企画提案書へは記載せず、プレゼンテーション時の提案としても差し支えない。
- (4) 応募者が1者の場合でも、審査基準に照らして選定会議において総合的に評価を行う。
- (5) 審査における配点合計点が60%に満たない場合、失格とする。
- (6) 各審査基準項目について、1項目でも提案がない項目があれば、配点合計点に関わらず失格とする。
- (7) 各審査基準項目について、評価が0点の項目がある場合は、配点合計点に関わらず失格とする。
- (8) 審査の合計点の同じ者が2者以上あるときは、「A 提案内容」の得点が高い者を「事業受託候補者」として選定し、「A 提案内容」の得点と同じ場合は「B 業務実施体制」の得点が高い者を、Bの得点も同じ場合は「C 会社概要及び業務実績」の得点が高い者を、Cの得点も同じ場合は「D 経費見積額」が高い者を「事業受託候補者」として選定する。
なお、「D 経費見積額」も同じ場合は、選定委員の議決により「事業受託候補者」を選定するものとする。

13 契約期間満了に伴う引継ぎ

契約期間が満了し、業務の受託者が変わる場合には、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを提供する等、適正な引継ぎに努めること。

14 その他

当該プロポーザルについては、令和5年3月市議会で令和5年度歳入歳出予算が成立することを前提とした年度開始前準備行為であり、本委託業務における予算が成立した場合には、令和5年度4月契

約を行うこととし、予算が成立しなかった場合には、本プロポーザルにおいて決定された事項はなかったものとする。

その場合においても、当該応募に要したすべての費用について、本市に請求することはできず、参加者の負担となる。

15 問合せ先

〒581-0003 大阪府八尾市本町1-1-1 八尾市役所3階

八尾市 人権ふれあい部 人権政策課

担当:富田(とみた)・諏訪(すわ)

TEL :072-924-3843(直通) FAX :072-924-0175

E-mail:jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp